

# 四日市市総合治水対策（雨水対策編）

平成19年4月

四日市市総合治水対策検討委員会

— 目 次 —

はじめに	1 頁
総合治水対策（雨水対策編）の構成	2 頁
( A ) 浸水に対する安全度向上のための施策	3 頁
( イ ) 浸透させる	
土地利用の規制誘導　開発指導の強化	3 頁
公共施設の改善　排水施設・被覆施設の浸透機能アップ	3 頁
民間施設の誘導・指導　排水施設・被覆施設の浸透機能アップの技術指導	3 頁
( ロ ) 貯留（調整）する・遅滞させる	
土地利用の規制指導　開発指導の強化・流域別総量規制	3 頁
公共施設の改善活用　貯留機能の付加	4 頁
貯留施設の新設（下水道・河川事業）	4 頁
民間施設の誘導・指導　宅内貯留方式の推奨	4 頁
( ハ ) 流出させる	
下水道（内水対策）	
( 1 ) 既整備施設の機能発揮対策	4 頁
( 2 ) 計画的整備事業の推進	5 頁
( 3 ) 緊急時の応急対策	5 頁
河川（山水対策）	
( 1 ) 既整備施設の機能発揮対策	6 頁
( 2 ) 計画的整備事業の推進	6 頁
( 3 ) 緊急時の対応対策	6 頁
( B ) 市民自らの防災行動を支援する施策	7 頁
( イ ) 情報提供システムの確立	
浸水実績図の作成・公表	7 頁
浸水予測システムの構築・活用	7 頁
非常時対応システムの確立	7 頁
水位・降雨量等の観測及び予測機能充実	7 頁
( ロ ) 防災資材の備蓄・支給・P R	
土のう・止水板等の備蓄・支給	7 頁
自己防衛資材のP R	7 頁
( ハ ) ワラ・ゴミの飛散防止対策	
飛散防止対策	8 頁
除去機能充実	8 頁
ゴミの不法投棄対策	8 頁
総合治水対策検討委員会設立の趣旨	9 頁

## はじめに

平成12年の9月11日に東海地方を襲った集中豪雨は、三重県の北部をはじめ、愛知県や名古屋市で大きな被害をもたらした。

この集中豪雨は、河川や下水道の排水能力をはるかに超える記録的な豪雨であったが、都市化に伴う自然浸透面積の減少や、保水・遊水機能が低下していることによって浸水被害が拡大したり、冠水している時間が長引いた。

本市の市街地の大部分は、河川や下水道が概ね整備されてきてはいるが、このような記録的な豪雨による水害を河川や下水道の整備・管理のみに頼るのは限界がある。

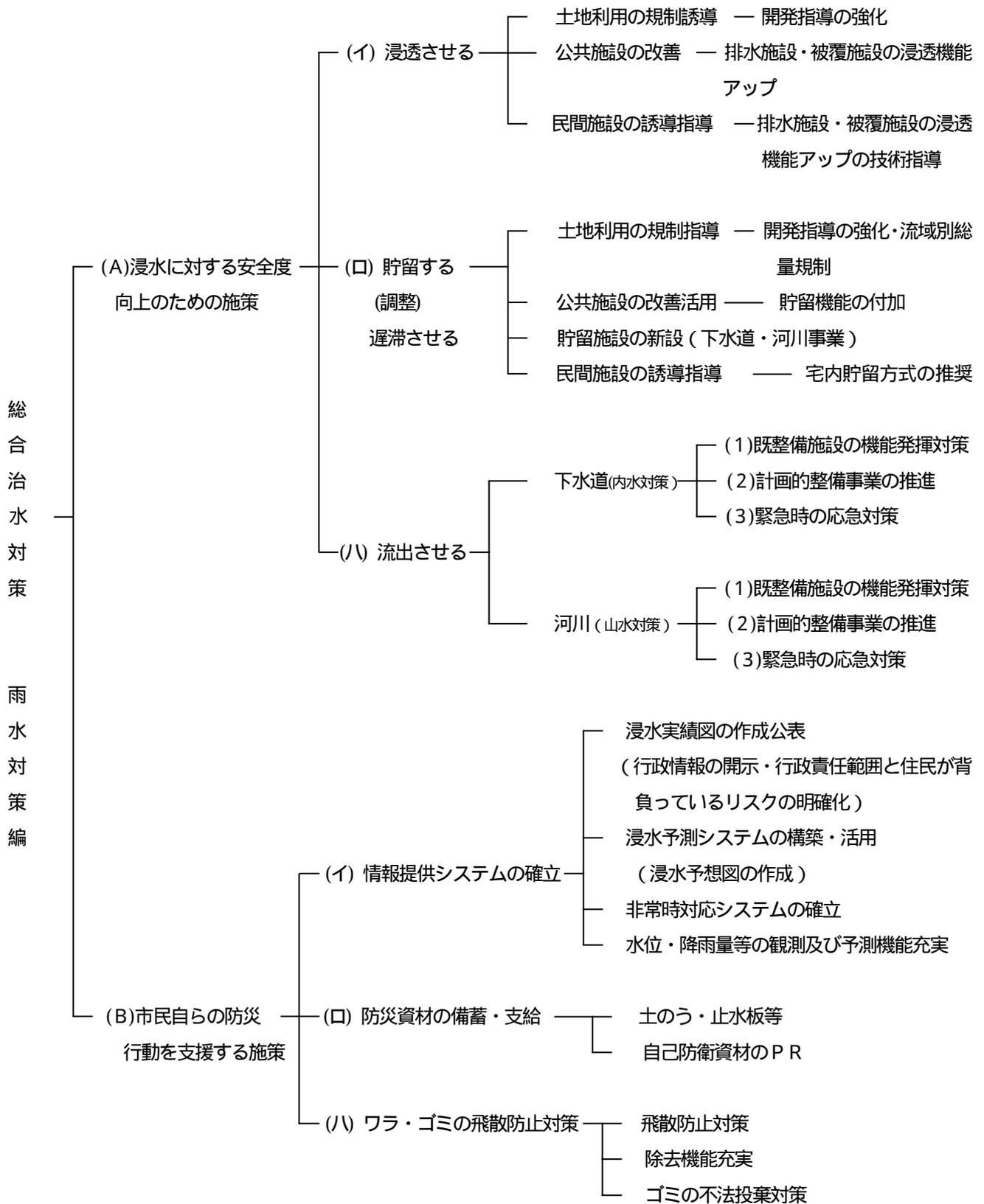
そのため、水害に対する危機管理意識を充実し、減しつつある、保水・遊水機能を回復したり、確保するとともに、浸透機能や貯留施設の増設など、河川や下水道管理者のみならず、住民や民間企業の協力を得て、総合的な治水対策を推進する必要がある。

従って、このような都市型水害を防除するために、「総合治水対策」を検討・調整することを目的として、「総合治水対策検討委員会」を設立し、総合的な治水対策をとりまとめたところである。

この委員会では、主に総合的な治水対策における雨水対策について検討したが、実施するに当たり、課題や見直しが必要となる事項も多々あろうかと思われる。

このような点については、今後さらに当委員会で検討を加え、関係機関が連携・協力して実現に努力する。

# 総合治水対策(雨水対策編)の構成



( A ) 浸水に対する安全度向上のための施策

( イ ) 浸透させる

土地利用の規制誘導 開発指導の強化

- ・ 雨水浸透柵の設置基準の基づく指導
- ・ 駐車場・道路等の透水性舗装の指導
- ・ 浸透機能の啓発、指導

公共施設の改善 排水施設・被覆施設の浸透機能  
アップ

- ・ 公共施設（道路、公園、学校等国、県、市が管理する施設）の雨水浸透柵及び浸透式排水溝の設置・誘導・指導
- ・ 透水性舗装の誘導・指導
- ・ 植栽地の拡大による浸透性の向上
- ・ 被覆材（チップ材、苔、芝、ワラ、砂利等）による保水、浸透機能の向上

民間施設の誘導・指導 配水施設、被覆施設の浸透機能  
アップの技術指導

- ・ 雨水浸透施設設置技術基準に基づいて指導、誘導していく。
- ・ 開発、建築確認申請時の雨水浸透施設の設置指導
- ・ 雨水浸透施設設置協力依頼のPR
- ・ 被覆材による保水能力、浸透機能の向上指導
- ・ 植栽による浸透機能の向上指導

( ロ ) 貯留（調整）する・遅滞させる

土地利用の規制指導 開発指導の強化・地域別総量規制

- ・ 里山など緑の保全
- ・ 生産緑地の保全
- ・ 市街化調整区域の農地の保全
- ・ 1 ha以上の宅地開発については、調整池の設置を義務付けている。
- ・ 1 ha以下の宅地開発については、場内貯留等の指導をしていく。

(備考)

・現時点では義務付けではなく、協力依頼していく。

・市が管理する公共施設については、率先して実施する。

・市の管理施設については、施設の目的・機能及び敷地状況・土質状態を勘案して実施していく。

・既存施設については、改修その他の計画に合わせ、実施していく。

・雨水浸透施設の啓発を図りながら、補助・助成制度について検討していく。

・小規模開発の調整池については、放流先の水路等に能力がない場合等、必要のあるものについて指導する。

#### 公共施設の改善・活用 貯留機能の付加

- ・公園・運動場・駐車場等に雨水貯留機能を持たせる。
- ・駐車場、運動場、空き地等の地下を調整池として活用する。
- ・不要となった浄化槽や水槽、池等を活用し、雨水を一時貯留する。

#### 貯留施設の新設 下水道・河川事業

- ・河川流域からの流出雨量を一時貯留するための調整池や遊水施設を設置する。
- ・下水道施設として、調整池や貯留施設の整備を行い、雨水の流出量の抑制を図る。

#### 民間施設の誘導・指導 宅内貯留方式の推奨

- ・不要となった浄化槽、水槽、池、ドラム缶等を利用した雨水貯留の指導

### (八) 流出させる

#### 下水道（内水対策）

##### (1) 既整備施設の機能発揮対策

###### [雨水ポンプ場施設]

- ・適切な維持管理に努める。
- ・計画的に施設の更新を行う。
- ・運転マニュアルの見直しを行い、適切な運転管理に努める。
- ・施設の耐水性を高める。
- ・自家発電設備の整備を推進する。

#### (備考)

- ・市が管理する公共施設については、率先して実施する。
- ・市の管理施設については、施設の目的・機能及び敷地状況・土質状態を勘案して実施していく。
- ・既存施設については、改修その他の計画に合わせ、実施していく。
- ・宅内貯留の啓発を図りながら、助成制度について検討していく。

(備考)

[雨水管渠、水路施設]

- ・適切な維持管理に努める。
- ・樋門、スクリーン等の付帯施設の整備点検、改良に努める。
- ・雨水管渠の計画的な更新に努める。
- ・既設水路の流下能力を向上させる
- ・バイパス水路等により流量の分散化を図る。
- ・支派線水路の整備を推進する。
- ・排水区域外の雨水が流入しないように、遮断水路の築造を行う。

(2)計画的整備事業の推進

- ・現計画の整備基準（５年から１０年に一度の大雨に対応）で進めている下水道施設の整備を早く完了させる。
- ・年次計画を着実に履行する。
- ・現計画で進めている整備状況を公表する。

(3)緊急時の応急対策

[雨水ポンプ場施設]

- ・上流の水路に水位監視装置を取り付け、大雨時の早期運転に努める。
- ・可搬式ポンプの導入を検討する。
- ・可搬式発電機及びポンプの借り上げについて、民間業者の協力体制を確立する。

[雨水管渠、水路施設]

- ・流下物の詰まりによる水路、管路の閉塞防止対策を強化する。
- ・樋門、スクリーンの管理体制を見直し、強化する。
- ・可搬式ポンプの導入を検討する。
- ・緊急時に必要な資材（水中ポンプ、発電機、土のう等）を確保するため、民間業者の協力体制を確立する。
- ・水路の溢水による浸水被害を防除するため、民間業者の応援体制を確立する。

## 河川（山水対策）

（備考）

### (1) 既整備施設の機能発揮対策

- ・ 河川パトロールによる維持管理の強化
- ・ 河川合流点の改良や流水を阻害しているネック箇所を改良する。
- ・ 既設河川構造物の把握を行うため、河川台帳の整理・作成をする。

### (2) 計画的整備事業の推進

- ・ 準用河川、普通河川を計画的に整備する。
- ・ 河川合流点の改良やネック箇所の改良を計画的に行う。
- ・ 国や県が管理する一、二級河川と整合した河川改修を行う。
- ・ 整備優先順位を決定する。
- ・ 既存の河川敷を使用した暫定的な改良事業を実施する。
- ・ 一、二級河川の整備促進に努める。

### (3) 緊急図の応急対策

- ・ 応急資材を確保するため、水防倉庫の活用や民間業者による調達、直営による備蓄を行う。
- ・ 応急工事の作業員を確保するため、民間業者や消防分団との協力体制を確立する。
- ・ 建設機械等を確保するため、民間業者との応援体制を確立する。
- ・ 軽微な応急工事は、消防分団や地域住民の協力を得て実施する。

( B ) 市民自らの防災行動を支援する施策

( 備考 )

( イ ) 情報提供システムの確立

浸水実績図の公表

- ・ 浸水被害実績図を広報、インターネット等で公表する。

水害ハザードマップの活用

- ・ 水害ハザードマップの周知及び活用を図る。
- ・ 一、二級河川、市管理河川及び下水道の情報をネットワーク化する。

非常時対応システムの確立

- ・ 自主防災組織の結成率の向上を図る。
- ・ 自主防災組織の活動訓練を促進する。
- ・ 消防、地区市民センター等との連携を図る。

水位、降雨量等の観測及び予測機能充実

- ・ 降雨量や水位観測局を増設する。
- ・ 既存のシステムの更新を行う。
- ・ インターネットによる公表を行う。

( ロ ) 防災資材の備蓄・支給・P R

土のう、砂、止水板等の備蓄・支給

- ・ 水防倉庫等へ備蓄する。
- ・ 備蓄資材を定期的に補給する。
- ・ 備蓄資材を公表し、支給体制を整理する。

自己防衛資材のP R

(八) ワラ、ゴミの飛散防止対策

飛散防止対策

- ・ 農業関係者の会合において啓発する。
- ・ 市の広報誌、ＣＴＹ、ＦＭよっかいち等でＰＲする。
- ・ 稲ワラの再利用を呼びかける。

除去機能充実

- ・ 自己防災隊による監視・連絡等の協力を呼びかける。
- ・ 水路内のワラ、ゴミを除去する道具を貸与して、ボランティア、ＮＰＯ等の活用を検討する。
- ・ スクリーンやかき上げ装置の改良、整備を行う。

ゴミの不法投棄対策

- ・ ゴミの不法投棄対策を図る。

(備考)

以上

### [ 総合治水対策検討委員会設立の趣旨 ]

平成12年の9月11日に東海地方を襲った集中豪雨は、三重県の北部をはじめ、愛知県や名古屋市で大きな被害をもたらした。

このような都市型水害を河川や下水道の整備・管理のみに頼るのは限界がある。水害に対する危機管理意識を充実し、被害を最小限に食い止めるためには、遊水機能の確保や雨水貯留施設の増強など、河川や下水管理者のみならず、住民や企業等の協力を得て、総合的な治水対策を推進する必要がある。

従って、このような都市型水害を防除するために「総合的な治水対策」を検討・調整することを目的として、「総合治水対策検討委員会」を設立したものである。

#### 1. 総合治水対策検討委員会 構成員

会長 四日市市副市長

委員 経営企画部長  
総務部長  
商工農水部長  
都市整備部長  
上下水道局技術部長

#### 2. 総合治水対策検討委員会幹事会 構成員

事務局長 治水対策監

幹事	経営企画部	政策課長	関係課長	市民文化部	市民文化課長
	総務部	防災対策課長		都市整備部	市街地整備・公園課長
	商工農水部	農水振興課長			営繕工務課長
	都市整備部	都市計画課長			市営住宅課長
		建築指導課長			管理課長
		開発審査課長		教育委員会	教育施設課長
		道路整備課長		楠総合支所	地域課長
		河川排水課長			
	上下水道局	経営企画課長			
		下水建設課長			
		下水施設課長			

事務局 都市整備部 河川排水課

#### 3. 平成13年7月策定。

平成19年4月第1回改訂。